

滋賀県立大学学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）一式の調達にかかる契約書

学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）について、公立大学法人滋賀県立大学理事長 井手慎司（以下「甲」という。）と （以下「乙」という。）とは、次の条項により滋賀県立大学学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）にかかる契約を締結する。

（契約の目的）

- 第 1 条 乙は、本契約書および別添の「滋賀県立大学学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）一式仕様書」（以下「仕様書」という。）に基づき、学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）を提供する。
- 2 乙は本契約を、履行期間内において履行し、甲は乙にその代金を支払うものとする。

（善管注意義務）

- 第 2 条 乙は、業務の遂行に当たり、契約履行のため連絡調整を十分に図りながら学術情報ネットワーク接続回線（冗長回線）を提供するものとし、最善の方法で保守・管理に努めなければならない。

（対象物品等の導入施工期間・稼働期限）

- 第 3 条 対象物品等の導入施工期間、稼働期限は次のとおりとする。
- （1）導入施工期間 施工開始日から令和 7 年 8 月 6 日。
- （2）稼働期限 令和 7 年 9 月 2 1 日

（履行期間）

- 第 4 条 本契約に定める履行期間は、令和 7 年 9 月 2 1 日から令和 1 2 年 9 月 2 0 日までとする。

（契約履行の場所）

- 第 5 条 本契約の履行の場所は、次のとおりとする。
- （1）滋賀県立大学図書情報センター コンピュータ室 彦根市八坂町 2 5 0 0。
- （2）SINET 彦根 DC。

（契約金額）

- 第 6 条 契約金額の総額は、総額金 円（うち消費税額および地方消費税額は 円）とし、1 か月（月の初日から末日までをいう。）につき、金 円（うち消費税額および地方消費税額は 円）とする。
- 2 契約金額の総額は、履行開始の日から起算し、期間満了の日までについて、月毎に計算するものとする。
- 3 履行期間に 1 か月未満の端数が生じたときは、次式により算出した額とする。

$$\frac{\text{契約金額の総額月額} \times \text{当月履行日数}}{\text{当月の総日数}} = \text{当月の契約金額の総額（円未満端数切り捨て）}$$

- 4 甲が履行期間の短縮を乙に申し出た場合は、乙は当該期間の短縮に努力するとともに、この契約の契約金額の総額の算定基礎となった契約金額の総額算定基礎年限を見直し、新たな契約金額の総額算定基礎年限をもとに甲乙協議のうえ、契約金額の総額を改定し、その額および支払方法を別に定める。

（契約保証金）

- 第 7 条 契約保証金は、免除する。

(完了報告および検査)

第 8 条 乙は、第 3 条の施工業務が完了したときは、速やかに業務完了報告書を甲に提出するものとする。

2 甲は、乙から前項の業務完了報告書の提出があった場合には、その日から起算して 7 日以内に検査を行う。

(契約金額の請求および支払)

第 9 条 乙は、月毎に書面をもって契約金額の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の支払い請求があったときは、正当な請求書を受領した日の翌月末までに支払うものとする。

3 甲の責に帰すべき事由により前項の規定による契約金額の支払が遅れた場合には、乙は甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により財務大臣が決定した率で遅滞利息の支払を請求することができる。

4 月毎に部分払を行う。

(契約期間の延長)

第 10 条 乙は、契約期間内に業務を完了することができない事由が生じた場合は、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

2 前項の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰することができないときは、甲は、相当と認める日数の契約期間の延長を認めるものとする。

(履行遅滞の違約金)

第 11 条 前条の規定による報告があった場合において、その事由が乙の責めに帰すべきもので、契約期間後に完了する見込みがあると認めるときは、甲は違約金を付して契約期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、契約金額に対して契約期間の翌日から履行した日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第 8 条第 1 項の財務大臣が決定した率を乗じて計算した金額とする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 12 条 乙は、この契約から生ずる権利義務を第三者に譲渡し、もしくは、継承することができない。ただし、あらかじめ甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(損害賠償)

第 13 条 乙は、この契約を履行するうえで甲の電気設備、通信設備およびその他大学の施設等に損傷を与えたとき、また第三者に損傷を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約不適合責任)

第 14 条 第 8 条の報告完了後、本契約により定められた内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）が発見されたときは、甲は乙に対して、その契約不適合の修補または代替物の引渡し（以下「修補等」という。）を請求することができる。ただし、甲が契約不適合の修補等を請求できるのは、当該契約不適合を知ったときから 1 年以内に乙に対して通知した場合に限る。

2 甲は、乙が前項の契約不適合の修補等の請求に応じない場合は、乙に対し、当該契約不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。

3 前 2 項に基づく請求は、甲の損害賠償の請求および解除権の行使を妨げない。

(契約内容の変更)

第 15 条 甲は、必要のあるときは、本契約の内容を変更し、または成果物の納入を中止させることができる。この場合において、契約期間、契約金額その他の契約条件を変更する場合は、甲乙協議の上、書面によってこれを決めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けるときは、甲はその損害を賠償しなければならない。

3 前項の賠償額は甲乙協議して定める。

(甲の解除権)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期限内または契約の履行期限後相当の期間内に契約を履行する見込みがないと認めるとき。
- (2) 乙が、正当な理由がなく着手期限が過ぎても着手しないとき。
- (3) 乙が、正当な理由がなく監督または検査の執行を妨げたとき。
- (4) 乙が、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、営業の停止を受け、または許可を取り消されたことについて通知を受けたとき。
- (5) 乙が、本契約の入札等にあたり談合その他不正の行為をしたとき。
- (6) 乙、乙の役員等（乙の代表者もしくは役員またはこれらの者から甲との取引上の一切の権限を委任された代理人をいう。）または乙の経営に実質的に関与している者が、次のいずれかに該当するとき。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）であると認められるとき。

イ 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ウ 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用していると認められるとき。

エ 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与していると認められるとき。

オ 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ アからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしていると認められるとき。

- (7) 前各号に掲げるもののほか、乙またはその代理人が、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規定または契約条項に違反したとき。

2 乙は、談合その他の入札不正行為により契約が解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、本契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により、甲が成果物の納入または業務の履行を中止させようとする場合において、その中止期間が3か月以上に及ぶとき、または契約期間の2分の1以上におよぶとき。
- (2) 第15条の規定により、甲が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が3分の2以上減少することとなったとき。
- (3) 甲が契約に違反したため、成果物の納入または業務の履行が不可能になったとき。

2 前項の規定により契約を解除する場合において、乙に損害が発生する場合は、甲はその損害を賠償しなければならない。賠償額は甲乙協議して定める。

(契約解除の場合における既納物件の取扱い)

第18条 第16条第1項または前条第1項の規定により契約を解除した場合において、成果物の納入または業務の履行部分があるときは、甲は、当該既納部分を検査の上、相当と認める金額を支払い、その引渡しを受けることができる。

(再委託の禁止)

第19条 乙は、当該業務の全部または一部を第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、乙は、あらかじめ甲に対して書面により申請を行い、承認を受けた場合は、当該業務の

一部を第三者に委託し、または請け負わせること（以下「再委託」という。）ができる。

- 2 甲は乙に対して、再委託を承認した場合は、履行状況の把握ならびに監督および検査に必要な事項の報告書の提出を請求することができる。
- 3 再委託を行う場合において、これに伴う第三者の行為については、その責任は乙が負うものとする。

（指揮命令）

第20条 業務の遂行にかかわる乙の作業従事者に対する指示、労務管理、安全衛生などに関する一切の指揮命令は、乙が行うものとする。

（業務遂行責任者の設置）

- 第21条 乙は、自己の責任において、業務の指揮監督を行うため業務遂行責任者を置き、乙の作業従事者に対する指揮命令は業務遂行責任者が行うものとする。
- 2 乙は、乙の業務遂行責任者の氏名などを書面により甲に通知しなければならない。業務遂行責任者を変更する場合も同様とする。

（施設、備品、機器等の使用）

- 第22条 甲は乙に対し業務遂行に必要な甲の施設、備品機器等は無償で使用させるものとし、その場合、乙は施設、備品・機器等を目的以外に使用してはならない。また、使用する施設内での光熱水費、甲が許可した電話回線使用料および消耗品費は甲が負担するものとし、この場合において乙はこれらの使用については効率的に行わなければならない。
- 2 乙は、乙の作業従事者に社名入り名札を着用させるなど、乙の作業従事者であることが容易に識別できるように考慮するものとする。

（検査、監督）

- 第23条 甲は、必要があると認める場合には、乙の業務に対する検査、監督または業務の実施に係る指示を行うことができる。
- 2 乙は、前項の検査、監督または業務の実施に係る指示があった場合は、これに従わなければならない。

（進捗状況等の報告）

第24条 乙は、甲から業務の進捗状況および実績時間等について報告を求められた場合には、甲が指示する方法、時期および内容等により、これを報告しなければならない。

（個人情報の保護）

- 第25条 乙は、本契約による業務を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報取扱特記事項（別記）を守らなければならない。
- 2 前項の規定は、第19条の規定による再委託を行う第三者（以下「再委託先」という。）において準用する。

（秘密保持義務）

- 第26条 甲および乙は、相手方から秘密と指定された事項および業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を相手方の事前の承諾なくして、第三者に開示し、漏えいし、または本契約以外の目的で利用してはならない。なお、業務終了後も同様とするが、次に掲げる情報は、秘密情報として扱わないものとする。
- （1）開示時点で既に公知であった情報または既に保有していた情報
 - （2）開示後、甲および乙の責に帰することができない事由により公知となった情報
 - （3）正当な権限を有する第三者から適法に入手した情報
 - （4）秘密情報を利用することなく独自に開発した情報
 - （5）秘密保持義務を課すことなく第三者に開示した情報
- 2 乙は、前項の義務を遵守させるため、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 業務に係る甲の情報資産のセキュリティを保持する責任を有することを、秘密情報を取り扱う責任者および従事者に認識させること。
- (2) 秘密情報を取り扱う責任者および従事者に、業務に従事する際に秘密保持についての誓約をさせ、別紙3の「守秘義務誓約書」を契約締結時に甲に提出するものとする。

3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

(誓約書の提出)

第27条 乙は、滋賀県暴力団排除条例（平成23年滋賀県条例第13号）の趣旨に則り、第16条第1項第6号の規定に該当しないことの表明および確約のため、誓約書（別紙2）を契約締結時に甲に提出するものとする。

(不当介入があった場合の通報・報告義務)

第28条 乙は、本契約の履行に当たり第16条第1項第6号アからカまでのいずれかに該当すると認められる者による不当な介入を受けた場合は、直ちに警察に通報するとともに、速やかに甲に報告しなければならない。

(作業場所等の制限)

第29条 乙は、秘密保持および業務遂行上の必要性から、甲の事務所で作業を行う必要がある場合には、甲にその所有する作業場所および機器等の使用を要請することができる。

- 2 甲は、前項の規定による乙からの要請に必要性が認められる場合は、使用上の条件を明示し、有償または無償により作業場所および機器等を使用させることができる。この場合、作業場所および機器等は甲の使用するものと明確に区別する。
- 3 乙は、前項の規定により作業場所および機器等を使用する場合、これを業務の遂行のためにのみ使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。
- 4 乙は、第2項の規定により作業場所を使用する場合、明示された条件のほか、次に掲げる事項を乙の従事者に遵守させなければならない。
 - (1) 乙が発行する身分証明書を常時携帯し、甲の職員から情報保護または防犯上の必要性に基づく要請があったときには、これを提示すること。
 - (2) 法人名入りの名札を着用すること。

(資料の提供)

第30条 乙は、甲に対し、業務に必要な資料の提供を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請があった場合には、資料の提供の可否について速やかに検討し、その結果を乙に通知する。
- 3 提供方法は、甲乙協議して決定する。

(資料の管理)

第31条 乙は、甲から提供された業務に係る資料（入出力帳票、ドキュメントおよび記憶媒体を含む。以下「提供資料」という。）について、次に掲げるとおり、適切に管理しなければならない。

- (1) 施錠できる保管庫または施錠もしくは入退室管理の可能な保管室に保管する。
- (2) 甲の事前の承認なく、複製し、複写し、または第三者に提供してはならない。
- (3) 甲の事前の承認を得た場所以外に持ち出してはならない。
- (4) 業務遂行上不要となった場合、遅滞なく甲に返還し、または事前に甲の承認を得て廃棄する。廃棄を行う場合は、提供資料に記録されている情報が判読できないように、必要な措置を講ずる。
- (5) 個人情報が含まれている場合、管理責任者を定めるとともに、台帳を設け個人情報の管理状況を記録する。また、甲から要求があった場合には、この台帳を甲に提出する。
- 2 乙は、甲の承認を得て提供資料の複製または複写を行った場合においては、当該複製物または複写物についても、提供資料と同様に適切に管理しなければならない。

3 前2項の規定は、再委託先において準用する。

(目的外使用の禁止)

第32条 乙は、提供資料を、甲の承認があった場合を除くほか、業務以外の目的に使用してはならない。

(情報漏洩等の対応)

第33条 乙は、秘密情報の漏洩またはそのおそれが生じたときは、直ちに甲に届け出て甲が指示する措置を講じなければならない。

(従業員教育)

第34条 乙は、乙の従事者に対して本契約の履行に必要な教育、啓発を行わなければならない。

2 乙は、乙の従事者に対して本契約書に定める事項を十分に説明し、秘密情報保持についての教育を徹底しなければならない。

(事故等の報告)

第35条 乙は、業務における事故の発生またはそのおそれがあること（以下「事故等」という。）を知ったときは、その事故発生の帰責の如何を問わず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく詳細な報告および今後の対処方針を書面にて提出しなければならない。

2 乙は、前項の事故等が個人情報および秘密情報の漏洩、滅失またはき損に係るものである場合には、当該個人情報および秘密情報の項目、内容、数量、事故等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した書面を速やかに甲に提出し、甲の指示に従わなければならない。

(権利の帰属等)

第36条 乙は、業務の履行または成果物において、第三者の著作権、特許権およびその他の権利を侵害しないよう合理的な措置を講じなければならない。ただし、甲の責めに帰すべき事由により権利侵害となる場合を除く。

2 本契約により作成される成果物の著作権の取扱いについては、著作権法（昭和45年法律第48号）に定めるほか、次に掲げる事項を行うものとする。

(1) 成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合には、甲が特に当該著作物の使用を指示したときを除き、乙は、当該著作権の使用に関して費用の負担を含む一切の手続を行うこと。なお、この場合は、事前に甲の承認を得ること。

(2) 乙は、本業務の作業に関し、第三者との間で著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合、当該紛争の原因が専ら甲の責めに帰す場合を除き、自らの負担と責任において一切を処理すること。なお、甲は、紛争等の事実を知ったときは、速やかに乙に通知すること。

(予算削減に係る契約変更または解除)

第37条 甲は、契約期間中の年度において当該契約に係る歳出予算が減額もしくは削除されたときは、契約を変更または解除することができる。

2 甲は、情報通信技術の向上や高速化、伝送路設備の陳腐化、学術情報ネットワークの接続仕様の変更等により現状の回線が甲の回線使用目的にそぐわなくなったり、学術情報ネットワーク接続サービスそのものが廃止されたりした場合、双方協議により契約を変更または解除することができる。

3 前項の規定により契約を変更または解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙はその損害の賠償を甲に請求することができる。

(伝送路設備の撤去)

第38条 第4条の規定によりこの契約が終了した場合または第16条第1項または第2項もしくは第37条第1項または第2項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は伝送路設備を自らの負担で速やかに撤去しなければならない。

(法令等の遵守)

第39条 乙は、本契約の履行に当たり、関係する法令等を遵守しなければならない。

(管轄裁判所)

第40条 本契約について訴訟の必要が生じたときは、甲の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(危険負担)

第41条 成果物の引渡し前に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、甲の責めに帰すべき場合を除き、乙の負担とする。

2 成果物の引渡し後に生じた成果物もしくは提供資料または処理過程で発生した発生品についての損害は、乙の責めに帰すべき場合を除き、甲の負担とする。

(運搬責任)

第42条 提供資料および納入すべき成果物の運搬は、乙の責任で行うものとし、その経費は乙の負担とする。

(契約費用)

第43条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(作業時等の自動車の使用)

第44条 乙は、甲の指定する作業場所での作業時等に自動車を使用する場合は、騒音、振動等を最小限にとどめるとともに、学生の安全には最大限の配慮を行い、アイドリング・ストップに努めること。

(その他)

第45条 本契約に定めるもののほか必要な事項については、公立大学法人滋賀県立大学契約事務取扱規定（平成18年公立大学法人滋賀県立大学規定第54号）によるものとする。

2 本契約に定めのない事項および本契約の内容の解釈につき相違のある事項については、本契約の趣旨に従い、甲と乙が誠実に協議の上、これを解決するものとする。

この契約の証として、この証書2通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 彦根市八坂町2500

公立大学法人滋賀県立大学

理事長 井手 慎司

印

乙

印

別記

個人情報取扱特記事項

(個人情報の取扱い)

第1 乙は、この契約による個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この業務の処理により知り得た個人情報の内容を第三者に漏らしてはならない。

2 前項に規定する義務は、契約終了後も有効に存続するものとする。

(再委託の禁止)

第3 乙は、個人情報を取り扱う業務は自ら行うものとし、第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う業務を再委託し、または請け負わせる場合は、甲が乙に求めた個人情報の適切な管理のために必要な措置と同様の措置を第三者に求めなければならない。

(安全確保の措置)

第4 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報を滅失、き損および改ざんしてはならない。乙自らが当該業務を処理するために取得した個人情報についても、同様とする。

(取得の制限)

第5 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取得するときは、受託業務の目的の範囲内で適法かつ適正な方法により行わなければならない。

(目的外使用の禁止)

第6 乙は、この業務の処理を行うために個人情報を取り扱う場合には、個人情報を他の用途に使用し、または第三者に提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第7 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、または複製してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、この業務の処理を行うために甲から引き渡され、または乙自らが取得し、もしくは作成した個人情報が記録された資料等は、甲の指示に従い、業務完了後、速やかに返還または廃棄しなければならない。

(業務に従事する者への周知および監督)

第9 乙は、この業務に従事している者に対し、この業務に関して知り得た個人情報の内容を第三者に漏らし、または不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

2 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いの状況について、随時に調査をすることができる。

(指示)

第11 甲は、乙がこの業務の処理に当たり行う個人情報の取扱いについて、不適正と認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事故発生の報告)

第12 乙は、この業務の処理を行うために取り扱う個人情報の漏えい、滅失またはき損等があった場合には、遅滞なくその状況を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

私は、公立大学法人滋賀県立大学が滋賀県暴力団排除条例の趣旨に則り、公立大学法人滋賀県立大学の事務または事業から暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除していることを承知したうえで、下記の事項について誓約します。

なお、公立大学法人滋賀県立大学が必要と認める場合は、本誓約書を滋賀県警察本部に提供することに同意します。

記

- 1 私または自社もしくは自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第 77 号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなど、直接的もしくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、または関与している者
 - (5) 暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体または個人ではありません。

令和 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

印

〔代表者の生年月日・性別〕

生 年 月 日 （明治・大正・昭和・平成） 年 月 日 性別（男・女）

守 秘 義 務 誓 約 書

(あて先)

公立大学法人滋賀県立大学理事長

私は、「別記 個人情報取扱特記事項」を遵守し、以下の事項を厳守することを、ここにお誓い致します。

記

- 1 私が業務上知り得た、公立大学法人滋賀県立大学(以下、「法人」とする)に関する情報に関して、法人の許可なく発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 2 私が法人と交わした契約の終了した後も、契約中と同様に、業務上知り得た法人に関する情報を法人の許可無く発表、公開、漏洩、利用しないこと。
- 3 個人情報は細心の注意を払い、滋賀県個人情報保護条例(平成7年3月17日滋賀県条例第8号)の規定の範囲を超えた利用をしないこと。

令和 年 月 日

〔法人、団体にあつては事務所所在地〕

住 所

〔法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名〕

氏 名

印